令和８年１０月発行

－令和９年度－
滝沢市保育施設入所申込み・教育・保育給付認定案内


滝沢市営業係長「ちゃぐぽん」

お申込みの際には下記２点を必ずお持ちください。
①　保護者のマイナンバーカード（または通知カード）　②本人確認書類（免許証等）

１　保育施設とは

保護者が働いていたり、病気にかかったりしているため、日中お子さんの保育ができないときに保護者に代わってそのお子さんを保育するところです。

したがって、保育施設に入所できるのは、何らかの事情で保育の必要性が認められたお子さんです。「集団生活に慣れさせたい」等の理由では入所できません。

また、同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望する（家庭保育可能な）お子さんがいる場合は、特段の事情がないかぎり、その他のお子さんのみの申込みはできません。

２　申込みについて

（１）申込書類の配布場所

①市子育て課（滝沢市役所　本庁舎④番窓口）　②市ホームページ

※東部出張所では配布しておりません。

申込必要書類はP.６
記載要領はこちら↓

（２）受付場所

市子育て課（滝沢市役所　本庁舎④番窓口）

※東部出張所では受付しておりません。

（３）受付時間

平日８時30分～17時15分まで

（４）申込み日程

①受付開始日

前月入所の申込み締切日の翌日　（例）６月入所希望の場合→５月入所申込締切日の翌日

※４月入所は令和８年11月２日（月）から

②　申込期間等

入所希望月毎に下記の申込期間中に市子育て課で受け付けます。入所枠公表は締切月の４日前後、申込み締切は締切月の１０日前後です。ただし、日程は変更となる場合があります。

入所月	入所枠公表日	申込期間	結果発送(公表)
４月（第１期）	令和８年１２月１１日	令和８年１１月２日～１２月２８日	令和９年２月１９日
４月（第２期）	令和９年２月１９日	令和９年１月４日～２月２６日	３月　５日
５月	４月　２日	３月１日～　４月　９日	４月２０日
６月	４月３０日	４月１２日～　５月　７日	５月２０日
７月	６月　４日	５月１０日～　６月１０日	６月１８日
８月	７月　２日	６月１１日～　７月　９日	７月１６日
９月	８月　４日	７月１２日～　８月　９日	８月２０日
１０月	９月　３日	８月１０日～　９月１０日	９月１７日
１１月	１０月　４日	９月１３日～１０月　８日	１０月２０日
１２月	１１月　４日	１０月１２日～１１月１０日	１１月１９日
１月	１２月　３日	１１月１１日～１２月１０日	１２月２０日
２月	令和１０年１月　４日	１２月１３日～令和１０年１月　７日	令和１０年１月１９日
３月	１月１８日	１月１１日～　１月２１日	２月　４日

３　申込みから決定までの流れ

（１）各月申込締切日までに、子育て課に申込む

書類に**不備がある場合は、受付・審査ができない**場合があります。また、窓口の混雑状況によっては、書類のチェックに時間がかかることがあり、お待ちいただくことがあります。

提出には、**日にち・時間に余裕をもって**来庁いただきますようお願いいたします。

（２）入所選考

入所選考は、市子育て課の入所審査会で書類審査によって公正な基準・方法により行い、保育が必要な方を優先し入所を決定します。申込み順ではありません。

入所できる場合

（３）入所

●結果発送（公表）日に、市子育て課より「入所承諾通知書」を郵送します。

●入所する保育施設で面接と入所説明が行われますので、保育施設へ直接ご連絡ください（保育施設から先に連絡がある場合もあります）。

●毎月の１日からの入所になります。

●提出書類に虚偽の記載があった場合や連絡なく申込み内容に変更が生じていた場合は、内定取消となります。
また、入所後にそれらの事実が明らかになった場合は退所となります。

●特段の事情により入所内定を辞退される場合は、速やかに子育て課までご連絡ください。

入所できない場合

（４）保留

●結果発送（公表）日に、子育て課より「入所保留通知」を郵送します。
※定員超過、希望条件の不承諾等の理由により保留となる場合があります。

●定員等の都合により入所ができなかった場合で、次月以降も審査を希望される場合は、令和９年度内は継続して入所審査を行います（令和１０年３月入所審査まで）。
翌年度４月以降の審査を希望する場合には、再度申し込みが必要です。

●次月以降の審査について、申込締切日前であれば、お電話等で希望施設を変更できます。また、転職や新規就労等、家庭状況の変更があった場合は、各月申込期間内に関係書類をご提出ください。

●申込みを取下げする場合は、速やかに子育て課までご連絡ください。

◆保育実施年齢早見表◆

生　年　月　日	就学前までの期間	クラス年齢
令和３年４月２日～令和　４年４月１日生	令和１０年３月31日まで	５歳
令和４年４月２日～令和　５年４月１日生	令和１１年３月31日まで	４歳
令和５年４月２日～令和　６年４月１日生	令和１２年３月31日まで	３歳
令和６年４月２日～令和　７年４月１日生	令和１３年３月３１日まで	２歳
令和７年４月２日～令和　８年４月１日生	令和１４年３月３１日まで	１歳
令和８年４月２日～令和　９年４月１日生	令和１５年３月３１日まで	０歳
令和９年４月２日～令和１０年４月１日生	令和１６年３月３１日まで	

４　教育・保育給付認定について

平成２７年４月から開始した子ども・子育て支援新制度に伴い、保育施設を利用される際は、保育を必要とする理由や保育の必要量等を市が判断するために、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（以下「教育・保育給付認定申請書」といいます。）」を提出する必要があります。

（１）教育・保育給付認定の区分

認定区分		保育の必要性	年齢	利用時間	利用先
１号認定	教育認定	なし	満３歳以上	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
２号認定	保育認定	あり	満３歳以上	保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育施設等
				保育短時間	
３号認定			満３歳未満	保育標準時間	
				保育短時間	

（２）保育認定について

保育認定（２号認定、３号認定）には、次のⅠからⅡまでが考慮されます。

Ⅰ　保育を必要とする理由

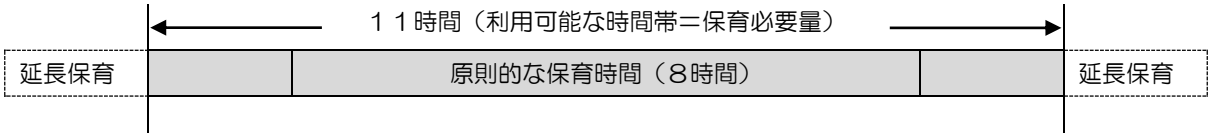
① 居宅外で労働することを常態としていること。
② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
③ 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと（出産予定日を基準とし産前８週、出産日を基準とし産後８週）。
④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
⑤ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護していること。
⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
⑦ 求職活動をしていること（ただし、保育施設に入所した月を含め３か月以内に就労されなかった場合は退所となります。）。
⑧ 虐待やＤＶのおそれがあること。
⑨ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）。
⑩ 滝沢市福祉事務所長が認める①～⑨に類する状態にあること。

Ⅱ　保育の必要量

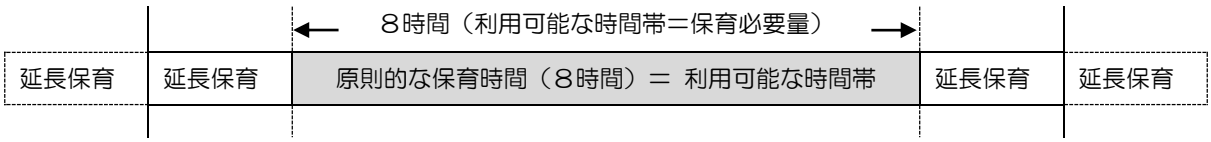
保護者の状況を客観的に確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」に認定します。それぞれの保育必要量に応じて以下の保育利用時間が設定されます。

通常保育時間及び延長保育時間については、各施設にお問い合わせください。

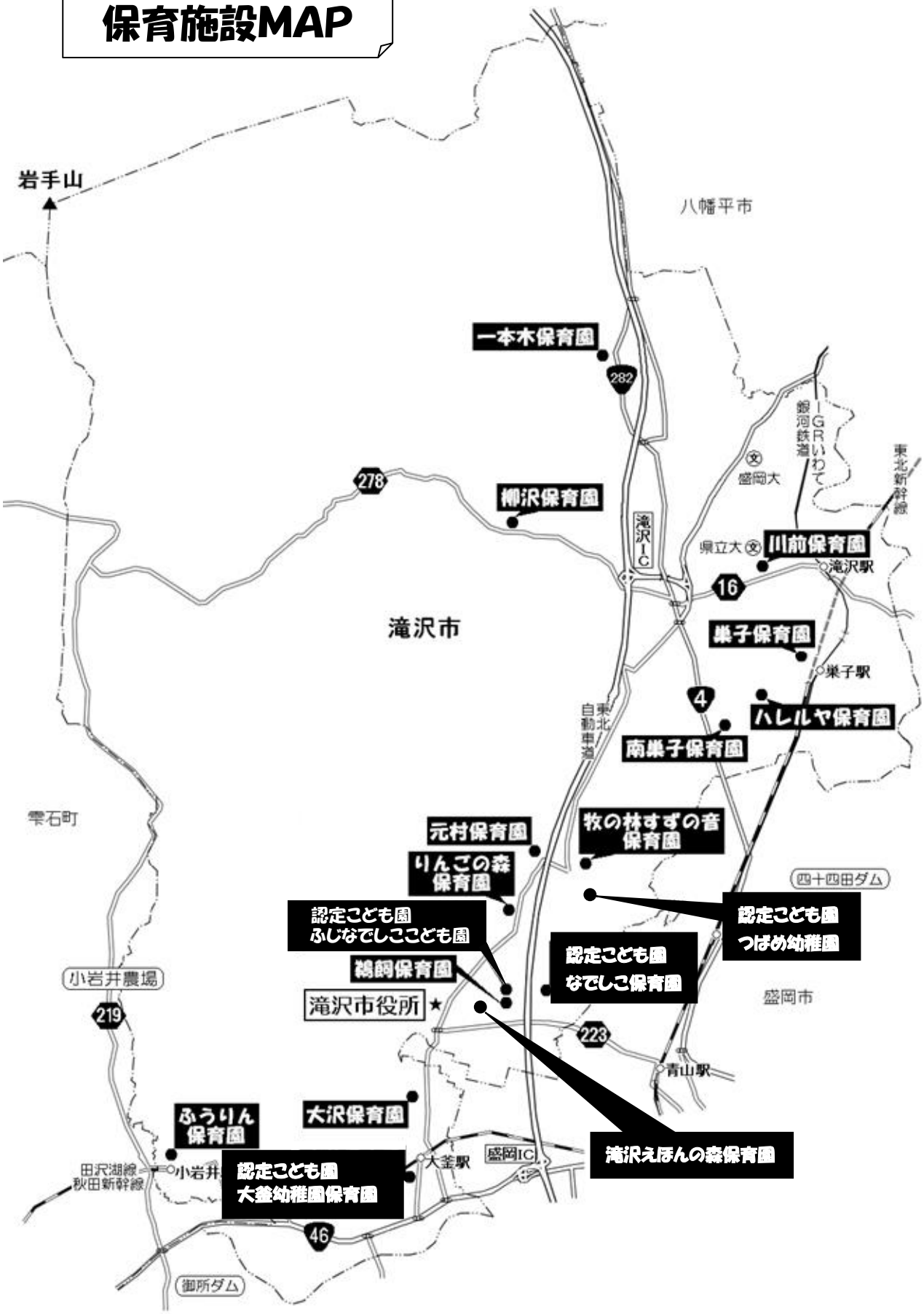
＜保育標準時間＞　１か月あたり 120 時間程度の就労を下限とする



＜保育短時間＞　１か月あたり 48 時間の就労を下限とする



滝 沢 市
保育施設MAP


岩手山
八幡平市
一本木保育園
282
278
柳沢保育園
滝沢IC
盛岡大
県立大
川前保育園
滝沢駅
IGRいわて銀河鉄道
東北新幹線
16
滝沢市
巣子保育園
巣子駅
4
ハレルヤ保育園
東北自動車道
南巣子保育園
雫石町
元村保育園
牧の林すずの音保育園
りんごの森保育園
四十四田ダム
認定こども園
ふじなでしこ子ども園
認定こども園
つばめ幼稚園
鵜飼保育園
認定こども園
なでしこ保育園
小岩井農場
滝沢市役所
盛岡市
219
223
青山駅
ふうりん保育園
大沢保育園
滝沢えほんの森保育園
田沢湖線
秋田新幹線
小岩井
認定こども園
大釜幼稚園保育園
大釜駅
盛岡IC
46
御所ダム

（１）保育施設一覧（通常保育開所時間　午前７時～午後６時まで）

①保育所　　◆保育開始の時期・・・生後８週を経過した日の翌月１日から

	保育施設名	定員	所在地	電話番号	一時保育（別途料金）	休日保育 ○は自施設 ー は他施設で実施	延長保育（別途料金）
①	ふうりん保育園	50	大釜風林 59-17	686-2155	○	ー	午後６時～午後７時
②	大沢保育園	50	大沢堰合 32-2	687-2509	○	ー	午後６時～午後７時
③	鵜飼保育園	130	鵜飼笹森 1-2	687-1375	○	ー	午後６時～午後７時半
④	元村保育園	130	外山 86-17	684-2222	○	ー	午後６時～午後７時半
⑤	りんごの森保育園	90	鵜飼細谷地 146-45	687-3000	○	ー	午後６時～午後７時半
⑥	牧の林すずの音保育園	120	牧野林 891-8	699-2230	○	ー	午後６時～午後７時
⑦	南巣子保育園	120	巣子 1162-38	688-7706	○	○	午後６時～午後７時半
⑧	ハレルヤ保育園	75	葉の木沢山３７３-１	688-6773	○	ー	午後６時～午後７時
⑨	巣子保育園	100	巣子 761-5	688-2270	○	ー	午後６時～午後７時半
⑩	川前保育園	100	巣子 152-433	688-4145	○	ー	午後６時～午後７時半
⑪	一本木保育園	45	柳原 74-1	688-2662	○	ー	午後６時～午後７時
⑫	柳沢保育園	45	柳沢 1370-4	688-4335	○	ー	午後６時～午後７時
⑬	滝沢えほんの森保育園	71	鵜飼向新田 102-1	681-8471	×	ー	午後６時～午後７時

③　認定こども園（保育部分）※1

①	ふじなでしこども園	120	鵜飼狐洞 1-102	684-3404	○	ー	午後６時～午後７時
②	なでしこ保育園	100	室小路 251-2	699-3080	○	ー	午後６時～午後７時 ※土曜日は延長保育未実施
③	つばめ幼稚園	106	牧野林 1030-2	687-2544	○	ー	午後６時～午後７時
④	大釜幼稚園保育園	165	大釜外館 117-5	687-3030	○	○	午後６時～午後８時

※１　認定こども園は、入所の申込受付・審査を市が行い、市で定めた保育料を施設に納めていただきます。
※２　定員、一時保育・休日保育・延長保育は令和８年 11 月１日現在。変更になる可能性があります。

（２）一時的な預かり等について

①一時保育

保護者の就労や傷病、冠婚葬祭等の理由により一時的に家庭での保育が困難になる場合に利用できます。利用には事前に面談を含めた登録が必要です。**希望する施設へ直接お申し込みください。**

②休日保育

保護者（父及び母）が日曜日や祝日も平日と同じ理由（主に就労）により保育が必要な場合に利用できます。利用を希望される方は、利用希望日の前月の１０日までに在園している施設及び休日保育実施施設へ利用申込みの手続きが必要となります。利用には休日保育利用申込書、休日保育利用就労証明書、シフト表等の提出が必要になります。入所が決定した月での休日保育を希望する方は、お早めに入所が決定した施設及び休日保育実施施設へ相談してください。

※ならし保育期間、休日保育施設の行事等や職員配置状況によっては利用できない場合があります。また、12/２９、30 は休日保育扱いとなります。利用は１歳児クラス以上の園児に限ります。

③延長保育

通常保育時間以外の利用を希望する場合は、**入所施設へ直接**お申込みください。別途延長料金がかかります。

※利用料金は入所施設に直接お問い合わせください。

６　保育の実施について

（１）申込みに必要な書類等

①全世帯

□保育施設入所申込書（兼保育台帳）　　□保育施設入所に関する誓約書（１世帯１部）
□施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（申込み児童１人につき１部）
□マイナンバーを確認するための書類
□保護者のマイナンバー（マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票）
□家庭の状況を確認する書類（以下参照）・・・・入所時点での状況を把握するため

◆保護者について、下表いずれかの書類が必要です（1 世帯につき各 1 部）。

※単身赴任等で別居中の方も、上記書類が必要です。離婚調停中及び虐待や DV のおそれがある場合は配偶者の書類を省略できる場合がありますのでご相談ください。

◆６０歳未満の同居の祖父・祖母について、状況について確認するため、下表の状況に該当する場合はいずれかの書類が必要です。

※６０歳未満の同居の祖父・祖母が、就労等の状態になく保育できる場合又は就労等が確認できる書類が提出されない場合には、優先順位が下がります（住民登録上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は同居とみなします）。

状　　況		提出書類	添付書類
会社に雇用されている （休業中の方も必要です。休業からの復職の場合は、必ず復職日の記載があるものをご提出ください。）		就労証明書[※]	なし
自営業をしている （事業・農業・酪農等）			なし ただし、提出された就労証明書の内容により、別途確定申告書の写し、受注請書等の追加提出を求める場合があります。
内職をしている			
仕事を探している（求職中）		求職活動等申告書[※]	
出産の前後		母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載ページ）	
疾病等	身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳をお持ちの方	障害者手帳等の写し	
	要介護 4～5 の方	介護保険被保険者証の写し	
	特別児童扶養手当１級の方	特別児童扶養手当証書の写し	
	上記以外の病気、障がい者、要介護者等の方	診断書（世帯員用）[※]	
同居親族等の看護・介護		看護・介護が必要な方の診断書（世帯員用）[※]	
就学、職業訓練校等		学生証または在学証明書の写し及び日数・時間のわかる授業日程表 （内定者は、合格通知書の写し、および授業日程表）	

[※] 市の指定する様式を使用してください。

※就労証明書は、証明日が証明日の月を含めた３か月以内のものが有効です。

（６月入所＝４月１日以降の証明日、７月入所＝５月１日以降の証明日）

ただし、４月入所のみ、証明日が１０月１日以降のものから有効とします。

②該当者のみ

離婚調停中 （住民票上も別居中の場合）	調停の事実が確認できるもの（調停期日通知書の写し等）及び本人の申立書
虐待やＤＶのおそれがある場合	虐待やＤＶの事実が確認できるもの（DV 証明書の写し等）及び本人の申立書
認可外保育施設を利用している	受託証明書[※]　（申込児童が月契約で利用している場合）
ひとり親・生活保護世帯	「児童扶養手当証書」又は「ひとり親家庭医療費受給者証」 「生活保護受給証明書」又は「生活保護変更通知書」
出生時に異常のあった１歳未満の低出生体重児や要観察の児童	医師の意見書（低出生体重児用）[※]
生計を一にする別居中の子がいる	被扶養の確認できる書類（被扶養者名が記載の源泉徴収票の写し、別居児童の健康保険被保険者証の写し等）
滝沢市に転入予定の方	アパート等の賃貸契約書の写しまたは土地売買契約書の写し等
単身赴任をしている （住民票上同居中の場合）	アパート等の賃貸借契約書の写し、在寮証明書、公共料金明細書の写し等
世帯員に障害者手帳等をお持ちの方がいる	手帳の写し

[※]　市の指定する様式を使用してください。

（２）家庭状況に応じた保育認定

保育の必要性の事由のうち、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量の認定を行います。

「妊娠・出産」「保護者の疾病・障がい」「災害復旧」「虐待やＤＶのおそれがあること」については、「保育標準時間」利用の認定とするものと定められています。

また、「求職活動中」「育児休業中」については、その保育の必要性の実態を踏まえて、「保育短時間」利用の認定をするものとします。

※「就労」は、月４８時間以上が常態であることが最低要件となります。要件に満たない場合は求職活動中と同様の取り扱いとなります。１年度内で求職活動を理由に入所できる期間（求職猶予期間）は、３か月までです。

また、開業のための起業準備期間も求職活動中と同様の取り扱いとなります。

（３）保育の実施期間

保育の実施期間は、小学校就学までの保育の必要性があると認められた期間です。保育の必要性がない場合は期間の途中でも退所となります。また、次年度の継続利用が可能かどうかを審査するための継続入所手続きが年度毎に必要です。（年末を目安にご案内します）

年度途中で退職し求職活動に入った場合も含め、求職活動を理由とした保育の実施期間は、１年度内３か月までです。また、求職活動を理由とした入所申込ができるのは１年度内に１回のみです。ただし、年度内で求職活動実施期間が残っている場合はこの限りではありません。

産前産後を理由として入所した場合は、入所承諾期間満了（出産日以降８週経過したの日が属する月まで）後、退所となります。次月以降も引き続き保育を希望される場合であっても、新規での入所申込みが必要です。

（4）ならし保育

集団生活や新しい環境に無理なくお子さんがなじめるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「ならし保育」が行われます。ならし保育の期間は、保育施設や児童によって異なりますが、概ね入園後２週間程度です。この期間は早めのお迎えが必要となります。なお、ならし保育期間も正規の保育料がかかります。（**入所前の「ならし保育」はできません。**）

【ならし保育を見越した職場復帰】

ならし保育の期間は早めのお迎えが必要となるため、育休から職場復帰（復職）される方は、次の表を目安に入所申請ができます。

復職日が１日～１５日の場合	復職月の**前月**より申請可能。
復職日が１６日～末日の場合	復職月の**当月**より申請可能。

（5）入所後の各種届出について

保育施設入所後に、住所や就労状況等、家庭状況に変更があった場合は必ず届出が必要です。
各種届出書がございますので子育て課へお問い合せのうえ、速やかにお手続きください。

【例】保護者が退職した、就労先が変わった、妊娠した、婚姻・離婚した、
転居や転入者により世帯構成が変わった、市外へ転出した、手帳等が交付された　など

〔注〕**事実と違う内容の申し立てをしたことが判明した場合、保育の実施を解除（退所）する場合があります。**

（6）広域入所について

保育施設の申込みは、基本的に、**入所希望月の１日時点で住所がある市町村で行う**ことになります。他市町村の保育施設をご希望の場合でも、入所希望月の１日時点では滝沢市に住所があるという方は、滝沢市で申込み手続きを行うことになります（希望保育施設欄に他市町村の保育施設名を記載してください）。

なお、**申込みの締切日**は、**滝沢市と他市町村の締切日を比較して早い方の日付**になりますので、希望する市町村の締切日を事前にご確認の上、お申込みください。

また、現在保育施設に入所している方で、他市町村へ転出（又は他市町村から転入）し、転出・転入後も現在入所中の保育施設に継続して入所したい場合は、広域入所のお申込みが必要ですので、ご相談ください。

７　保育料について

保育料は、国、県、滝沢市の負担金とともに、保育施設を適切に運営するための経費をまかなうものとして、保護者（扶養義務者）の皆さんに負担していただいているものです。

令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化に伴い、３歳児～５歳児クラスの児童については保育料が無償化となっています。※３歳の誕生日を迎えても、２歳児クラスの年度内は保育料がかかります。

また、令和５年度から、たきざわ子育て応援保育料無償化事業により、０～２歳児の第２子以降の保育料が無償化となっています。

なお、施設によって、保育料の他に別途経費がかかる場合もあります。

（１）保育料の算定

保育料は市（区町村）民税を基に算定されます。収入及び税額の確認できる資料をご提出いただく場合があります。**期限までに提出がない場合や不備がある場合、保育料は暫定的に最高額となります。**

①　前期（４月から８月まで）の保育料

令和８年度市（区町村）民税額（令和７年分所得）に基づき決定します。下表をご確認ください。

令和８年１月１日 時点の住所地	提出書類
滝沢市	特に提出いただく書類はありません。 ※ただし、申告の必要があるのに未申告の方や、収入が無い又は少ないために確定申告の義務がない場合でも、会社が給与報告していない場合やどなたの扶養にも入られていないなどの場合は、市町村民税額の把握ができないため、市町村民税の申告が必要になります。
その他の市町村	特に提出いただく書類はありません。 ※ただし、令和８年１月１日時点で滝沢市以外の住所地に居住しており、DV 等のおそれがある保護者の場合は所得証明書類が必要になる可能性があります。保育料担当にご確認ください。（例：令和８年度所得課税証明書、令和８年度特別徴収税額決定通知書、令和８年度市・県民税納税通知書）

②　後期（９月から翌年３月まで）の保育料

令和９年度市（区町村）民税額（令和８年分所得）に基づき決定します。下表をご確認ください。

令和９年１月１日 時点の住所地	提出書類
滝沢市	特に提出いただく書類はありません。 ※ただし、申告の必要があるのに未申告の方や、収入が無い又は少ないために確定申告の義務がない場合でも、会社が給与報告していない場合やどなたの扶養にも入られていないなどの場合は、市町村民税額の把握ができないため、市町村民税の申告が必要になります。
その他の市町村	特に提出いただく書類はありません。 ※ただし、令和９年１月１日時点で滝沢市以外の住所地に居住しており、DV 等のおそれがある保護者の場合は所得証明書類が必要になる可能性があります。保育料担当にご確認ください。（例：令和９年度所得課税証明書、令和９年度特別徴収税額決定通知書、令和９年度市・県民税納税通知書）

※市内、市外保育施設を問わず滝沢市民は同じ額です（本誌Ｐ.１４～Ｐ.１５　保育料表参照）。

※**祖父母等と同居している場合**で、父と母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、同居の祖父母等も算定対象となります。

※**母子（父子）家庭の方や、世帯員（祖父母や兄弟など）に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合**、保育料が軽減される場合がありますのでお申し出ください。

（2）保育料の納付方法

保育料の納付方法は、原則、**口座振替**としています。保育所保育料納入通知書に口座振替依頼書を同封いたしますので、ご記入のうえ、口座振替を希望する金融機関へお申込み下さい。

※認定こども園の保育料は、施設に納付してください。

（3）保育料の変更等

下記に該当する方は、保護者からの申請により保育料が変更になる場合がありますのでご相談下さい。

- 兄弟姉妹が「幼稚園」等に入所している（入所した）場合
- 大規模災害で補償の範囲を超える出費があった場合
- 世帯員で、新たに障がいの認定を受けた方がいる場合
- 新たにひとり親世帯（母子家庭・父子家庭）となった場合
- 新たに生活保護世帯となった場合
- 扶養している別居中の子がいる場合

（4）保育料の納入通知書

保育料の納入通知書については、前期分（４月～８月分）は４月に、後期分（９月～翌年３月分）は９月に、保育施設を通じてお渡しします（ただし、市外保育施設に入所の場合は、子育て課から郵送します）。

４月、９月以外の月から入所した場合は、入所月の初旬に子育て課から郵送します。

（5）保育料の支払

保育料に日割り計算はありませんので、各月１日に在籍がある場合、通所日数に関わらず、１か月分の保育料をお支払いください。

保育料を滞納した場合は、児童手当からの保育料特別徴収や不動産・給与・銀行預金等の差押処分をすることがあります。

保育料の支払いに関する相談には随時対応いたします。支払いが滞る前にご相談ください。

８　その他の保育

（1）病児保育

保護者の仕事や都合で病気のお子さんや病み上がりのお子さんを保育できない場合に、一時的にお子さんをお預かりします。市内には２か所、広域の盛岡市には３か所の施設があります。対象は生後３か月から小学校６年生までで、利用料は１日 2,200 円です。利用に際しての詳細は直接施設へお問い合わせください。

●滝沢市

施設名	住所	電話番号	預かり保育時間
キッズケアルーム風船	穴口 377-1 山口クリニック２Ｆ	641-6828	月～金曜日まで ８：00～18：00
グレイス病児保育室	葉の木沢山３７３－１	080- 6053-0719	月～金曜日まで ８：30～17：30

●盛岡市

施設名	住所	電話番号	預かり保育時間
たんぽぽ病児保育所	盛岡市上田字松屋敷 11－14	662-5619	月～金曜日まで ８：00～18：00
虹っ子ケアルーム	盛岡市津志田 26－30－1	635-4440	月～金曜日まで ９：00～17：40
病児保育室フレンズ	盛岡市緑が丘四丁目 1－50　アスティ緑が丘１階	080- 9279-2072	月～金曜日まで ８：00～17：20

（2）滝沢市ファミリー・サポート・センター

「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と「育児の援助に協力できる人（援助会員）」が、それぞれファミリー・サポート・センターに会員登録し、必要なときに会員同士で子育ての援助活動（有償）を行う組織です。支援の対象となるのは、生後３か月から満 12 歳までのお子さんです。

●問い合わせ先

滝沢市ファミリー・サポート・センター（滝沢市社会福祉協議会 内）
所在地：中鵜飼 47-1　電話：070-3147-9261　時間：9：00～17：00（月～金曜日）

●利用料金（1 時間あたり）※兄弟での利用の場合は２人目から半額となります。

平日　7：00～19：00	500 円
平日　19：00～21：00	600 円
土・日・祝日・年末年始（終日）	600 円

９　よくあるお問い合わせ

（1）入所に関すること

Q１：現在、育児休業中で７月 10 日に職場復帰をする予定ですが、何月からの入所を希望することができますか？

A：滝沢市では、ならし保育の期間を考慮し、お子さんが入園した月の翌月の 15 日までに職場に復帰していただくこととしております。したがって、復職日が７月 15 日以前の場合は６月１日の入所から、７月 16 日以降の場合は７月１日の入所から申込みができます。
　なお、復職日は就労証明書等により確認いたしますので、書類に明示してください。入園した翌月の 15 日までの職場復帰の見込みがない方は、申込みできません。

Q２：出産予定です。上の兄姉は産前産後の理由で何月からの入所を希望することができますか？

A：出産予定日から８週前の日が属する月の入所から申し込みができます。
　なお、実際の出生日から８週経過後の属する月の末日までが保育実施期間となりますので、出生日により保育実施期間が変更となる場合があります。
　ex. 出産予定日６月 18 日（出産日６月 20 日）の場合
　　産前 … ８週前は４月 24 日になるため、４月入所からの申込みができます。
　　産後 … ８週後は８月 15 日になるため、８月末までが保育実施期間です。

Q３：現在通っている保育施設から他の保育施設へ移ることはできますか？

A：新規で転園の申込みが必要です。入所の場合と同様に選考して決定します。
　ただし、新規入所決定後、特段の理由なく転園の申請をすることなどがないよう、新規入所申込時に入所希望保育施設には十分吟味してください。
※転園が内定した時点で、元の保育施設には戻ることはできません。特別な事情により辞退する場合は、早急に子育て課に申し出てください。

Q４：小規模保育施設等の２歳児クラスまでの保育施設に入所し、卒園後も他の保育施設を利用したい場合、どのような手続きが必要ですか？

A：卒園後も保育施設の利用を希望される場合は、４月入所の申込期間までに入所申込書の提出が必要です。入園選考の際は、優先順位を高くして選考します。ただし、希望する保育施設の入所を確約するものではありません。

Q５：滝沢市に転入予定ですが、転入前に保育施設の申込みは可能ですか？

Ａ：転入予定の方は入園希望月の１日までに滝沢市での住所が確定していればお申込み可能です。申込時点で住民票を滝沢市に異動していない場合は、アパート等の賃貸契約書の写しや土地売買契約書の写し等を入所申込書（滝沢市内様式）に添付してください（実家の場合は、実家の所在地を確認いたします）。また、転入前から利用している保育施設を、転入後も継続して利用したい場合も、改めてお申込みが必要です。

Q６：現在求職中ですが、保育施設の入所申込みは可能ですか？

Ａ：可能です。ただし、入所決定後、求職猶予期間３か月以内に就労していただく必要があります。期間内に就労できなかった場合は退所となります。また、求職猶予期間の使い切りを理由に退所となった場合、同一年度内に求職活動を理由とした再申込みはできません。なお、保育施設に求職者枠がない場合は入所できません。

Q７：育児休暇を取得すると保育施設に入所中の兄弟も退所になりますか？

Ａ：育児休業は、基本的に保護者の方が育児のために家庭にいらっしゃるので、「保育が必要」という要件に該当しないため、在園児は原則的に入所解除（退所）となります。

しかし、国の保育方針を受け、特例として、育児休業に入った時点で、すでに在籍している児童については、保育施設の団体生活の中で養われる社会性などの重要性に着目し、入所している保育施設長の意見を参考としたうえで入所を継続することができます。

この特例を適用するためには、育児休業に入る前に、別途申請手続きが必要になります。市子育て課にて手続き（産休等について記載された就労証明書の提出）をしてください。

特例による在所児の継続入所期間は、原則として育児休業対象児の満１歳誕生月の前月末日までになります。以降の継続入所については、期限までに出生児童の入所申請を提出してください。

（２）保育料に関すること

Q１：入所児童が３歳になったのですが、保育料は無料になりますか？

Ａ：保育施設入所児童は３歳児クラスから保育料無償化の対象のため、３歳になっても２歳児クラスの年度であれば無償にはなりません。３歳児クラスの年度の４月分より無償となります。

Q２：離婚し母子（父子）家庭となったのですが、保育料は無料になりますか？

Ａ：保育料は、保護者の方の市町村民税の課税状況に基づき決定となりますので、無料になるとは限りません。

Q３：通常の保育料で何時から何時まで保育施設を利用することができますか？

Ａ：通常の開所時間は午前７時から午後６時までの間で、保育の必要性に応じた時間です。

定まった保育時間以降の保育を希望する方は、「延長保育」を利用することができます。別に申込みが必要ですので、各保育施設にお問い合わせください（別途、延長保育料がかかります）。

★　問い合わせ　★

〒020-0692　　滝沢市中鵜飼 55 番地
滝沢市福祉事務所　子育て課
電話：019-656-6520
市ホームページ：https://www.city.takizawa.iwate.jp
開庁時間：平日８時 30 分～17 時 15 分

お知らせ　保育施設入所申込にはマイナンバーが必要です

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行及び子ども・子育て支援法の一部改正により、保育施設の手続きにマイナンバー（個人番号）が必要となりました。

マイナンバーは、保育料の算定及び教育・保育給付認定に係る事務において利用します。新規の申し込みの際には、「保護者（※）の番号確認」と「本人確認」を行いますので、下記のとおり書類をご用意ください。

◆マイナンバーの記入が必要な方

父・母・申込児童・同居する祖父母

※申込み児童以外の兄弟姉妹、おじ、おば等については、次の事由に該当する場合は記載が必要です。

〇身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児童

◆保護者が、市役所窓口に提出する場合

保護者の個人番号確認資料	保護者の本人確認資料
＜以下からいずれか１点＞ ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・通知カード（住所の変更がないもの） ・マイナンバーが記載された住民票（原本）	＜顔写真入りの証明書の場合…以下からいずれか１点＞ ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・在留カード　等 ＜顔写真無しの証明書の場合…以下からいずれか２点＞ ・健康保険被保険者証 ・年金手帳 ・公共料金の領収証 ・社員証、学生証 ・納税通知書　等

◆保護者以外の方（代理人）が、市役所窓口に提出する場合

【例】保護者欄には父の名前が記載してあり、窓口には母・祖父・祖母が来る場合

保護者（例：父）の個人番号確認資料	代理人（例：母・祖父・祖母）の本人確認資料	代理権の確認書類
＜以下からいずれか１点＞ ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・通知カード（住所の変更がないもの） ・マイナンバーが記載された住民票（原本）	＜顔写真入りの証明書の場合…以下からいずれか１点＞ ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・在留カード　等 ＜顔写真無しの証明書の場合…以下からいずれか２点＞ ・健康保険被保険者証 ・年金手帳 ・公共料金の領収証 ・社員証、学生証 ・納税通知書　等	・委任状

※　保護者とは、入所申込書の保護者欄に記載のある方のことを指します。

滝沢市保育所・認定こども園 （ 保育所機能 ） の保育料表 (2号・3号)

○母子世帯等以外の保育料（月額）　　(単位：円)

			年齢を問わず世帯で 第1子			年齢を問わず世帯で第2子以降
階層	定 義		3歳未満（標準）	3歳未満（短）	3歳以上	全年齢
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B0	市民税非課税世帯		0	0	0	0
B1	市町村民税の課税世帯であってその市町村民税額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ	5,400	5,400	0	0
B2		所得割の額が48,600円未満	7,400	7,300	0	0
B3		所得割の額が48,600円以上54,600円未満	10,600	10,500	0	0
B4		所得割の額が54,600円以上57,700円未満	14,000	13,800	0	0
B5		所得割の額が57,700円以上59,400円未満	14,000	13,800	0	0
B6		所得割の額が59,400円以上77,101円未満	17,600	17,400	0	0
B7		所得割の額が77,101円以上78,600円未満	17,600	17,400	0	0
B8		所得割の額が78,600円以上97,000円未満	21,600	21,300	0	0
B9		所得割の額が97,000円以上115,000円未満	26,000	25,600	0	0
B10		所得割の額が115,000円以上133,000円未満	30,000	29,500	0	0
B11		所得割の額が133,000円以上169,000円未満	36,000	35,400	0	0
B12		所得割の額が169,000円以上268,000円未満	42,000	41,300	0	0
B13		所得割の額が268,000円以上301,000円未満	47,100	46,300	0	0
B14		所得割の額が301,000円以上397,000円未満	51,600	50,800	0	0
B15		所得割の額が397,000円以上	66,000	64,900	0	0

［4月から8月分保育料（前期賦課）：前年度市町村民税により算定
9月から3月分保育料（後期賦課）：今年度市町村民税により算定］

○用語解説
・保育標準時間：施設を最大11時間利用する保育標準時間認定を受けた子ども
・母子世帯等：母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯又は身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の支給者に属する世帯

○備考
1.市町村民税所得割額は、寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除をする前の額となります。
2.児童の年齢は、4月1日の前日の満年齢を適用します（年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません）。
3.所得税・市町村民税について、修正申告をした場合は、保育料が変わる場合がありますので、変更後の税額がわかる書類を提出願います。
4.祖父母等と同居している場合で、父母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、祖父母等のうち家計の中心となる方の課税額により保育料を決定することがあります。
5.利用する施設によって、保育料以外に、施設の運営に係る経費などの特定負担額や、教材費などの実費徴収を求めることがあります。
6.未申告等により市町村民税額が確認できない場合は、暫定保育料として最高額の保育料を負担していただきます。
7.保護者が離婚協議や別居等をしている場合でも、離婚が確定していない場合は父母の市町村民税所得割額を合算し保育料を算定します。ただし、住民票上別居しており、離婚調停の事実が確認できるもの（調停期日通知書の写し等）の提出がある場合は父又は母のみの市町村民税所得割額で保育料を算定します。
8.DVや児童虐待を受けている場合、DVや児童虐待の事実が確認できるもの（保護命令、DV証明書の写し等）及び申請者と児童が社会保険上、配偶者の扶養に入っていないことがわかるもの（又は申請者と児童のみ国民健康保険に加入している等）の提出がある場合は父又は母のみの市町村民税所得割額で保育料を算定します。

滝沢市保育所・認定こども園 （ 保育所機能 ） の保育料表 (2号・3号)

○母子世帯等の保育料（月額）　　(単位：円)

			年齢を問わず世帯で 第１子			年齢を問わず世帯で第2子以降
階層	定 義		3歳未満（標準）	3歳未満（短）	3歳以上	全年齢
a	生活保護世帯		0	0	0	0
b0	市民税非課税世帯		0	0	0	0
b1	市町村民税の課税世帯であってその市町村民税額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ	4,800	4,800	0	0
b2		所得割の額が48,600円未満	6,200	6,100	0	0
b3		所得割の額が48,600円以上54,600円未満	9,000	9,000	0	0
b4		所得割の額が54,600円以上57,700円未満	9,000	9,000	0	0
b5		所得割の額が57,700円以上59,400円未満	9,000	9,000	0	0
b6		所得割の額が59,400円以上77,101円未満	9,000	9,000	0	0
b7		所得割の額が77,101円以上78,600円未満	17,600	17,400	0	0
b8		所得割の額が78,600円以上97,000円未満	21,600	21,300	0	0
b9		所得割の額が97,000円以上115,000円未満	26,000	25,600	0	0
b10		所得割の額が115,000円以上133,000円未満	30,000	29,500	0	0
b11		所得割の額が133,000円以上169,000円未満	36,000	35,400	0	0
b12		所得割の額が169,000円以上268,000円未満	42,000	41,300	0	0
b13		所得割の額が268,000円以上301,000円未満	47,100	46,300	0	0
b14		所得割の額が301,000円以上397,000円未満	51,600	50,800	0	0
b15		所得割の額が397,000円以上	66,000	64,900	0	0

［4月から8月分保育料（前期賦課）：前年度市町村民税により算定
9月から3月分保育料（後期賦課）：今年度市町村民税により算定］

○用語解説
・保育標準時間：施設を最大11時間利用する保育標準時間認定を受けた子ども
・母子世帯等：母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯又は身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の支給者に属する世帯

○備考
1.市町村民税所得割額は、寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除をする前の額となります。
2.児童の年齢は、4月1日の前日の満年齢を適用します（年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません）。
3.所得税・市町村民税について、修正申告をした場合は、保育料が変わる場合がありますので、変更後の税額がわかる書類を提出願います。
4.祖父母等と同居している場合で、父母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、祖父母等のうち家計の中心となる方の課税額により保育料を決定することがあります。
5.利用する施設によって、保育料以外に、施設の運営に係る経費などの特定負担額や、教材費などの実費徴収を求めることがあります。
6.未申告等により市町村民税額が確認できない場合は、暫定保育料として最高額の保育料を負担していただきます。
7.保護者が離婚協議や別居等をしている場合でも、離婚が確定していない場合は父母の市町村民税所得割額を合算し保育料を算定します。ただし、住民票上別居しており、離婚調停の事実が確認できるもの（調停期日通知書の写し等）の提出がある場合は父又は母のみの市町村民税所得割額で保育料を算定します。
8.DVや児童虐待を受けている場合、DVや児童虐待の事実が確認できるもの（保護命令、DV証明書の写し等）及び申請者と児童が社会保険上、配偶者の扶養に入っていないことがわかるもの（又は申請者と児童のみ国民健康保険に加入している等）の提出がある場合は父又は母のみの市町村民税所得割額で保育料を算定します。